

市町村合併までの流れ

任意合併協議会の準備

参加市町により、組織体制など任意合併協議会設置のための準備を進めます

任意合併協議会の設置

合併に関する事前協議をします

協議事項

- ・規約案など法定合併協議会の準備
- ・合併後の新都市像検討 など

情報提供
住民
意見要望

参加市町議会の議決

参加市町の各議会において、法定合併協議会の設置を議決します（各市町長提案）

法定合併協議会の設置

協議事項

- ・合併の適否
- ・合併の時期、形態、新しい市の名称
- ・協定項目の決定
- ・議員の定数、市町税の取り扱い
- ・新市建設計画 など

協議
知事

参加市町議会による合併の議決

知事へ合併の申請

県議会の合併議決と知事の合併決定

総務大臣への届け出

総務大臣の告示

合併・新しい市の誕生

任意合併協議会の役割

合併までの流れは、左図のようになると予想されます。合併特例法による話し合いの場合は「法定合併協議会」になりますが、その設置には、各市町議会の議決が必要です。このため、その前段として賛同する市町により法律に拘束されない「任意合併協議会」を設置し、具体的な協議を進めることが通例です。

① 行政側委員（市町の長、助役）、議会側委員（議長ほか数議員）、

合併は住民が主役です

有利な財政支援を受けられる合併特例法の期限は、平成17年3月

③ 学識経験者（県職員、市民有識者など数人）で構成。この協議会での話し合いの状況や策定する新しいまちの将来構想・財政計画は、広報やホームページなどで住民に提供されます。一方、住民の意見や要望も将来構想に反映されます。これらの情報は、参加市町が「法定合併協議会」に進むための判断材料となります。

未までとなっています。現時点から数えると、残された期間は2年1カ月となります。

将来を見据え、私たちがどんなまちづくりを進めていくべきか。「任意合併協議会」という具体的な協議の場がスタートします。

合併特例法による国の財政支援については、広報大館昨年8月1日号（No. 802号）3ページをご覧ください。

市町村合併のお問い合わせは
企画振興課

☎ 49 3111（内線269）

合併キーワード

任意合併協議会

合併を検討しようとする市町村が合併によって想定されるさまざまなことを話し合う場で、法律に基づかない形（任意）で設けられます。

県内では、大曲仙北（大曲市・神岡町・西仙北町・中仙町・協和町・南外村・仙北町・太田町）、仙北東部（六郷町・千畑町・仙南村）、仙北北部（角館町・田沢湖町・西木村）、秋田市・河辺町・雄和町の1市2町、能代山本地域（能代市・琴丘町・二ツ井町・八森町・山本町・藤里町・八竜町・峰浜村）の5地域で設置されています。

法定合併協議会

合併に関するさまざまな取り決めを話し合う場で、合併特例法に基づき設置されます。設置には、関係する市町村議会の議決が必要です。県内では、仁賀保町・金浦町・象潟町の3町と、本荘由利1市7町（本荘市・矢島町・岩城町・由利町・西目町・鳥海町・東由利町・大内町）の2地域で設置されています。



（注）県内の状況は、平成15年2月21日現在のものです。